



2022年5月13日

各位

会社名 株式会社 ラック  
代表者名 代表取締役社長 西本逸郎  
(コード番号：3857 東証スタンダード)  
問合せ先 執行役員 丹代武  
電 話 03-6757-0100

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月22日開催予定の第15回定時株主総会に付議する、定款一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）」が、2021年6月16日に施行され、新たに上場会社に場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたため、現行定款第13条第2項を追加するものであります。より多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また感染症等、株主様や取締役等が一堂に会せなくなった場合の対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することが可能となります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」が成立し、2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり変更を行うものであります。電子提供制度を導入することで、会社がインターネット上のウェブサイトに株主総会参考書類等の内容である情報の電子データの掲載が可能となり、印刷・封入・郵送にかかっていた時間を短縮し、より迅速な開示が可能となります。
  - ① 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ② 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示の規定）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ③ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりです。

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日（予定）
定款変更の効力発生日	2022年6月22日（予定）

以上

現行定款	定款変更案
<p>第1条～第12条 条文省略</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第12条 現行どおり</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第14条 条文省略</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第50条 条文省略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第14条 現行どおり</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第50条 現行どおり</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>1. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>